

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成１２年３月世田谷区教育委員会規則第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「第２３条第３項第１号」を「第２３条第３項」に、「、勤務」を「、同条第１項本文の勤務」に改める。

第３条第２項を削る。

第４条を第５条とし、第３条の次に次の１条を加える。

第４条 次に掲げる場合には、条例第２３条第２項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第１０条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員がした条例第２３条第２項の勤務は、同条第１項本文の勤務とみなす。

(1) 条例第２３条第１項本文の勤務をした後、引き続いて同条第２項の勤務をした場合

(2) 条例第２３条第２項の勤務をした後、引き続いて同条第１項本文の勤務をした場合

附則第２項中「第３条第１項第１号」を「第３条第１号」に改める。

附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。